

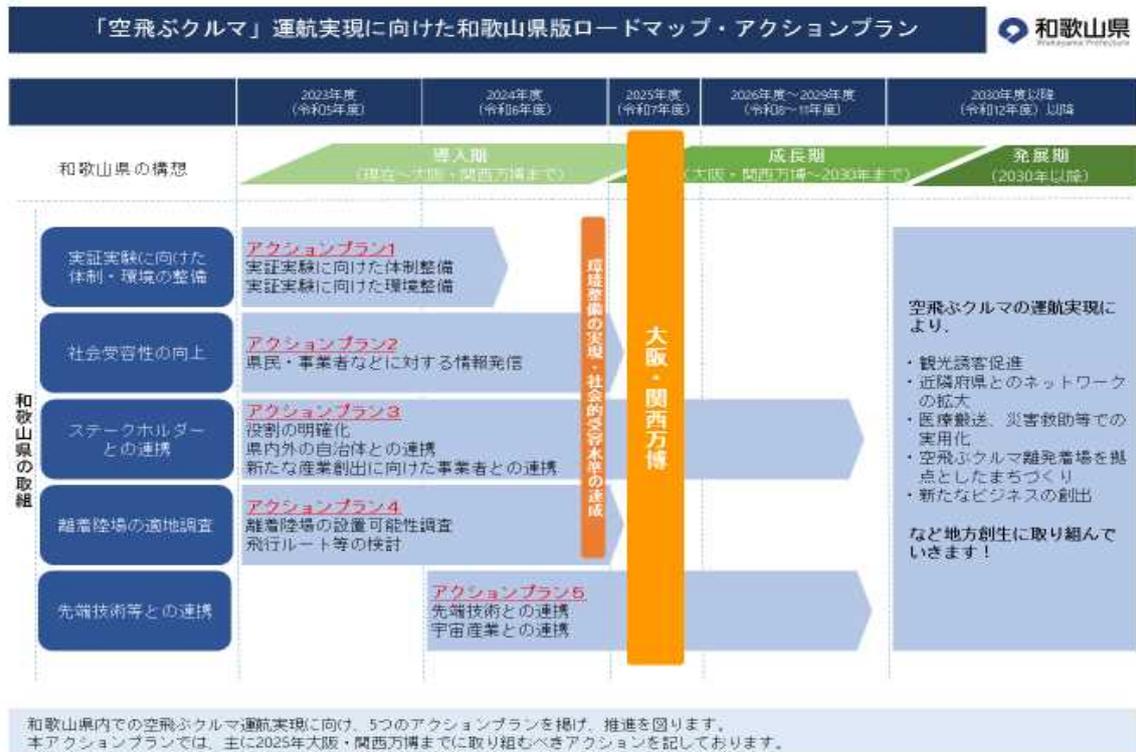
令和5年度 「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた
離着陸場候補地選定に係る調査等業務
仕様書

1 業務の目的

本業務は2025年大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められている「空飛ぶクルマ」について、「空飛ぶクルマ運航実現に向けた和歌山県版ロードマップ・アクションプラン」に基づき、運航事業者などへ定期運航に向けた専門的な諸条件等のヒアリングを行った上で、県内における観光ポテンシャルや災害時等での活用に向け、各種データを基に実現に向けた課題の整理を行う。

また、県内5箇所程度（別途指示）を離着陸場候補地とした各種調査を行うとともに、アンケートを主とした社会受容性の調査を実施し、ニーズに応じた候補地の選定を行うものである。

「空飛ぶクルマ」運航実現に向けた和歌山県版ロードマップ・アクションプランについて



2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理した上で、業務計画書を作成する。

また、関連資料を収集し、本業務を実施する上で必要となる事項を整理する。

(2) 離着陸場候補地の現地調査

和歌山県が提示する離着陸場設置の候補地（県内5箇所程度（別途指示））について、空飛ぶクルマの離着陸時における安全確保に影響を及ぼす要因や乗客のアクセス、施工時に配慮すべき事項がないかなどの周辺状況を確認する。

(3) 離着陸場整理

前項の現地調査結果及び県から貸与する資料を基に、和歌山県が提示する離着陸場の候補地（5箇所程度）の周辺環境（住居・インフラ整備状況・周辺の建物など）の調査を行い、空飛ぶクルマの離着陸場の整備に配慮すべき事項などを整理する。

(4) 社会受容性調査

県内の候補地に空飛ぶクルマの離着陸場を整備することに関する県民意識やニーズを把握するため、アンケート等による社会受容性調査を行う。主な調査項目は下記を想定。

- ・離着陸場ができれば利用したいか
- ・どのような用途で利用したいか
- ・どこまでの移動で利用したいか
- ・利用したいと思える価格帯（〇円/km）
- ・運航に際して期待する点
- ・運航に際して不安に感じる点

(5) 事業者ヒアリング調査

県内の候補地に空飛ぶクルマの事業化に関心がある運航事業者等に対し、ヒアリングを実施する。ヒアリングに際し、専門的な知見を生かした事業化に必要な諸条件や候補地・運航ルートなどの要望を把握出来るようヒアリング項目やヒアリング先事業者を提案すること。

(6) 令和6年度実証飛行の実施計画の作成

令和6年度中に県内での実証飛行を実施することを想定し、業務の手順及び遂行に必要な事項・時期を整理した上で実施計画の案を作成する。なお、具体的な実証飛行の形態については前出の(2)(3)(4)(5)で得た情報を踏まえ発注者と協議し検討すること。

(7) 概略事業計画案の作成

概略事業計画案の作成を行う。概略事業計画案は、管制空域等を考慮した飛行経路、需要予測や気象データ等による運航可能日数、運航可能時間などを予測し、収支計画、運営が

持続可能となる料金設定の算出等を行う。なお、前出の（２）（３）（４）（５）の調査から事業化に向けての課題についてとりまとめ、それぞれの課題に対する解決策、手法を検討し提案すること。

（８） 空飛ぶクルマの活用案

本県における空飛ぶクルマ社会の実現にあたり、将来的なエアタクシーとしての活用の他、観光・医療・災害・福祉・農業・林業などの観点から、本県の特徴にあった空飛ぶクルマの活用策を検討すること。

4 業務打合せ

業務の実施における打合せ協議は、業務着手時 1 回、中間打合せ時 2 回、成果品納入時 1 回の計 4 回を標準とし行うものとする。中間打合せについては必要に応じ追加で実施する。

なお、打合せについては新型コロナウイルス拡大防止の観点からWEB協議などによる実施も積極的に提案を行い、きめ細やかな対応を心がける。

業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、議事録を作成し、提出するものとする。

5 成果品

成果品は次のとおりとする。

（１） 調査報告書	キングファイル A 4 判製本	5 部
（２） 調査報告書（データを格納した DVD-R 等の電子媒体）		2 部
（３） 離着陸場の完成イメージパース（ai データ形式）		2 パターン
（４） 調査結果概要版 A 4 判 2 枚程度（データにても要提出）		5 部

6 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、その都度発注者と協議して決定するものとする。

以上